

タイトル 特殊勤務手当および給料の調整額の見直しについて(平成18年4月)

コメント 平成18年4月実施の特殊勤務手当および給料の調整額の見直しについて掲載しています。

カテゴリ 02給与改定等

並び順 1,000

新着フラグ いいえ

本文 **特殊勤務手当および給料の調整額の見直しについて(平成18年4月)**

特殊勤務手当及び給料の調整額の見直しについて (平成18年4月)

特殊勤務手当及び給料の調整額は業務の特殊性を考慮して支給する給与です。今回、社会状況や業務実態を踏まえて、制度の趣旨に基づき以下のとおり見直しを行いました。

1 見直し内容
別紙のとおり

2 実施時期
平成18年4月1日

(参考)

○特殊勤務手当及び給料の調整額の見直しの基準

(1)著しい特殊性が認められるか

同一の職種の職員に比べ特別の考慮を必要とする程度までの著しい危険・不快・不健康・困難・特殊な職務であると考えられない職務に対して支給されている特殊勤務手当や給料の調整額については廃止する。支給対象についても、改めて精査し、著しい特殊性が認められる職務に従事する職員のみには支給されるよう、対象範囲を限定する。

(2)重複しているか

例えば調整手当や超過勤務手当といった他の手当で措置される勤務内容に対して支給されている特殊勤務手当や、同一の職務に対して特殊勤務手当と給料の調整額が重複して支給されているもの等については、重複内容を精査し、個々に整理を図る。

(3)支給方法は適切か

対象となる職務の性質に応じて、日額や件数、時間などの支給単位を検討し、最適なものとする。特殊性が恒常的であると認められるものに限り給料の調整額とする。

(4)金額は妥当か

金額の算定にあたっては、国や他の自治体での支給金額等を参考とする。

承認の状況 承認済み

コンテンツタイプ: 所属サイト用お知らせ

バージョン: 3.0

作成日時 2018/04/18 11:38 作成者 ☐ ba0009portal

最終更新日時 2018/05/07 16:30 更新者 ☐ ba0009mgr

閉じる